



# 大津市公報

平 成 26 年 4 月 15 日  
号 外 (第 32 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

- 教育委員会規則
  - 10 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… 1
- 公平委員会規則
  - 1 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1

## 教 育 委 員 会 規 則

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。  
平成26年 4 月 15 日

大津市教育委員会  
委員長 本 郷 吉 洋

### 大津市教育委員会規則第10号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第43号）第2条の規定の施行期日は、平成26年 4 月 28 日とする。

## 公 平 委 員 会 規 則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年 4 月 15 日

大津市公平委員会  
委員長 平 井 建 志

### 大津市公平委員会規則第1号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第1市長部局の項中「技術統括監、」及び「技監」を削り、「政策監」の次に「子ども政策監」を加え、「保育課専門員」を「保育指導監」に、「職員課副参事」を「人事課の副参事」に改め、同表教育委員会事務局の項中「学校教育課副参事」を「学校教育課の副参事」に改める。  
別表第2子育て総合支援センターの項中「所長」の次に「副所長」を加え、同表すこやか相談所（中すこやか相談所に限る。）の項中「中すこやか相談所」を「瀬田すこやか相談所」に改め、同表図書館の項中「参事」を削り、同表北部地域文化センターの項中「次長」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。